

平成30年8月24日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成30年(ワ)第446号 広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事の中止
請求事件

口頭弁論終結日 平成30年6月22日

判 決

広島市南区宇品西1丁目7番12-502号

原 告 広島おさむる会
同代表者会長 前 島 修

広島市東区温品1丁目8番23号

被 告 広島高速道路公社
同代表者理事長 石 岡 輝 久
同訴訟代理人弁護士 真 田 文 人

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事を中止せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 原告の主張

別紙1・平成30年6月18日更新の訴状(写し)及び別紙2・同日更新の
準備書面(2)(写し)に各記載のとおり

2 被告の主張

本件訴えは法律上の争訟に該当しないから却下されるべきである。

二葉山は文化財ではなく、世界文化遺産でもない。文化財は本件トンネルの

通過位置に存在しない。

第3 当裁判所の判断

- 1 原告は、前島修氏の政治活動を支援することにより、広島市政の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする政治団体であると認められるところ（弁論の全趣旨）、原告の主張するところは必ずしも判然とはしないが、本訴請求の根拠として日本国憲法13条等を適示していることなどに照らすと、少なくとも原告としては、原告の有する何らかの権利又は利益が侵害され、あるいは侵害されるおそれがあると考えて本訴を提起しているものと解することができる。
- 2 しかしながら、原告の主張や提出された全証拠によっても、原告の主張するトンネル掘削工事によって、原告の有する具体的な法律上の権利又は利益について現実的な危険が発生し、あるいは発生するおそれがあるとは認められない。
- 3 よって、原告の請求は理由がないから棄却する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判官 大 嶺 崇